

● 前回のおさらい

國分功一郎(1974～)『スピノザ 読む人の肖像』第五章 契約の新しい概念 『神学・政治論』
スピノザ(1632-1677)とホッブズ(1588-1679)の自然権の違い(p.254～) の指摘をヒントにする。

スピノザ	ホッブズ
○ 「自然な権利に反することなく社会が作られ」ることを目指す(p.255) ○ 「<u>ものごとを自分で判断する自由、考えたいことを考える自由は、誰も放棄することができない。ひとは誰でも自分自身の思考活動の主人であり、これは最大の自然の権利によってそうなっているのである。だとすると結論として、いくらひとびとがばらばらで相容れない考えをもっていても、これを統制しようと試みてはいけないことになる。</u>」 (p.267)	田中浩『ホッブズ リヴァイアサンの哲学者』岩波新書 ○ 法の原理、第一部では、「人間の本性」を分析し、「人間にとっての最高善」は「生命の安全」(自己保存)にあること、それを実現するためには人間が「力を合成」(社会契約)して「共通権力」を作り、国家や法律もない「自然状態」において生まれつきもっていた「自然権」(生きる権利)を放棄して(具体的には、武器を用いて闘争や戦争することをやめ)、「共通権力」を作ることを契約(社会契約)した全員の多数決によって「代表」(主権者)を選び、代表の作る「法律」(市民法)にしたがって平和に生きよと述べている。(p.33)
自然権は単に自制しうるもの	自然権を放棄
性善説 自己を整える、端正な人間 「第三種認識」の指摘 第一種認識が第二種認識を経由し、再び第三種認識へと戻る過程 至福、自己を理解すること 理性に立ち戻る 徳、自己の利益	人の道は獣道 社会契約の普遍性 賢者は理念
【意識 - 自律的】 法でも命令でもない倫理(p.313) じぶんでじぶんを律することができる	【意識 - 他律的】 社会契約により、代表の作る「法律」にしたがう 法律は、じぶんではなく、社会に
意識 『エチカ』は善と悪の認識を意識に対して超越的な位置におくことなく、あくまでも意識に内在させようとしている(p.314)	

成田悠輔(1985～)
○ 「代表」(主権者)を選ぶ、選挙の不完全性 ○ 選挙はデータ処理装置、驚くくらいざっくりと設計された単純明快なデータ処理装置(p.166) <u>立候補した少数の政治家・政党の中から好みの一つを選んだだけの投票データは、投票所の意思のほんの一部しか反映していない貧しいデータなことは誰の目にも明らか(p.166)</u> ○ 民主主義的意思決定というデータ変換における「入力側」と「出力側」をともにドカッと押し上げる(p.167) ○ 「無意識データ民主主義」 ○ アルゴリズムで民主主義を自動化する
自然権をまるごとかいならす、馴致する
【無意識 - 他律の極限】 社会契約の機能不全、意識への不信
無意識 = 意識なし 人間を指導し強制する機械だ。未来のユートピア/ディストピアではない。テレビに映る今の日常である。<u>デバイスという上司に人間という部下が引きずりまわされているような意思決定でも、その意思決定がちゃんと動いていると感じられたなら「それでいい」という正統性が付与されていく。そういう意思決定の正統性の概念の変容が社会全体に起きていくのだろう。まず個人に対して起き、ついで企業に対して起きていく。そして国家にいたる。(p.215)</u>

スピノザの合理性、並行論に賛意だが、それでは日本人は変わらない
國分功一郎による体系化された哲学にまで至っていない

【 おまけ 】

① 意識の可能性 を考える 「 じぶんでじぶんを律することができる 」

○ 夏目漱石(1867-1916) 『模倣と独立』 意識の弁証法

○ レベッカ・ソルニット(1961～) 『災害ユートピアなぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』

2011年2月6日(金) 朝日新聞書評 柄谷行人

大災害が起きると、秩序の不在によって暴動、略奪、レイプなどが生じるという見方が一般にある。しかし、実際には、災害のあと、被害者の間にすぐに相互扶助的な共同体が形成される。著者はその例を、サンフランシスコ大地震(1906年)をはじめとする幾つかの災害ケースに見いだしている。これは主観的な印象ではない。災害学者チャールズ・フリッツが立証したことであり、専門家の間では承認されている。にもかかわらず、国家の災害対策やメディアの関係者はこれを無視する。各種のパニック映画は今も、災害が恐るべき無法状態を生み出すという通念をくりかえし強化している。

むしろこのような通念こそが災害による被害を倍加している。サンフランシスコ大地震(1906)でも、死者のかなりの部分は、暴動を恐れた軍や警察の介入による火災や取り締まりによってもたらされた。同じことがハリケーンによるニューオーリンズの洪水(2005)においても起こった。略奪とレイプが起こっているという噂がとびかい、被災者の黒人が軍、警察、自警団によって閉じこめられて大量に殺された。本書でも簡単に触れられているように、関東大震災(1923)では朝鮮人の大量虐殺がおこった。これも噂にもとづくものだが、その根底には朝鮮人の独立運動に対する国家側の恐怖があった。

他方で、サンフランシスコでもニューオーリンズでも、被災者の間および外から救援にかけつけた人たちの間で、新たな共同体がすぐに形成された。日本の例でいえば、阪神・淡路大震災では関東大震災のようなことは起こらなかった。当時、国家の対応が遅すぎるという非難があったが、むしろそのおかげで、被災者と救援者の間に、相互扶助的な共同体が自然発生的に生まれた。そのような「ユートピア」は、国家による救援態勢と管理が進行するとともに消えていったが、このときの経験から、その後に生き方を変えた人が多いはずである。私も何人かを知っている。

本書において、災害は自然災害だけでなく、戦争や経済危機などをふくんでいる。いずれの場合も、災害は新たな社会や生き方を開示するものだ。ニカラグアやメキシコでは、それが社会革命につながった。人々は自然状態では互いに敵対するというホブズの政治哲学が、今も支配的である。だが、それは国家的秩序を正当化するための理論にすぎない。災害後の「ユートピア」が示すのは、その逆である。国家による秩序がある間他人を恐れて暮らしていた人たちは、秩序がなくなったとたん、たちまち別の自生的な“秩序”を見いだす。それは、他人とつながりたい、他人を助けたいという欲望がエゴイズムの欲望より深いという事実を開示する。むろん、一時的に見いだされる「災害ユートピア」を永続化するにはどうすればよいか、という問題は残る。しかし、先ず、人間性についての通念を見直すことが大切である。

➡ 社会契約のてまえに自生的な“秩序”の可能性

② 他律化を契機にして、喪われてしまうこと

○ ハンナ・アーレント(1906-1975) 『エルサレムのアイヒマン - 悪の陳腐さについて - 』

○ 佐藤貴史 『はじめの人文学 文化を学ぶ 世界と繋がる 』和泉書館 p.83 - p.84 (アイヒマン裁判 1961)

通常、犯罪者はみずから法を破っていることを認識したうえで犯罪を実行していると考えられるはずである。事実、この裁判に関わった人々は「被告はすべての〈正常な人間〉と同じく自分の行為の犯罪的性格に気づいていたという仮定に基づいていた」しかし、アーレントによれば、「彼(アイヒマン)のすることはすべて、彼自身の判断し得るかぎりでは、法を守る市民として行っていることだった」アイヒマンは、警察で

も法廷でもくり返し述べていたのである。「彼は自分の義務を行った。命令に従っただけではなく、法律にも従ったのだ。」

国家によって犯罪が合法化されていた時代、人間は法に従うだけであってはならず、単なる服従の義務を越えて自分の背後にある原理・法がそこから生じてくる源泉・と同一化しなければならないという要求に彼は身をゆだねていた。まさに「法がそこから生じてくる源泉」こそ「総統の意志」であった。

アーレントの分析にしたがえば、「国家によって犯罪が合法化されていた時代」において、「ヒトラーの国の法律は良心の声がすべての人間に「汝殺すべし」と語りかけることを要求した。殺人を犯すことこそ、法に適った行為であり、その法の源泉は「総統の意志」であった。法律によって良心の声は「汝殺すべし」と語りかけてくる。」

アイヒマンは法を守る市民としてユダヤ人問題の最終的解決を遂行していたのである。

➡ 社会契約が判断を法や国家に委譲してしまう契機にもなる。

社会契約が形骸化したときには、意識の弁証法こそが、具体的に実践されるのではないか。

③ さらに 意識の可能性 を考える

○ 茨木のり子(1926-2006)『寄りかからず』

アーレントは、アイヒマンの思考を「想像力の欠如」とし、それにたいして、「自分の頭で判断しようとした唯一の人々」をあげる。

アイヒマン	<u>あえて</u> 、自分の頭で判断しようとした唯一の人々
想像力の欠如 まったく思考していないこと	一生を通じて、ナチス体制に協力せず、 <u>公的な生活に関与することを拒んだ</u> 数少ない人々。 「 <u>あえて</u> 自分の頭で判断しようとした唯一の人々」は、「わたしと自己の間で無言の対話をつづけたいという好み」を示す人々であり、これこそ彼女が「思考と呼んでいる行為である」

この「あえて、自分の頭で判断しようとした唯一の人々」は、茨木のり子の詩にもつうじる。

茨木のり子『寄りかからず』

もはや できあいの思想には寄りかかりたくない
もはや できあいの宗教には寄りかかりたくない
もはや できあいの学問には寄りかかりたくない
もはや いかなる権威にも寄りかかりたくはない
ながく生きて 心底学んだのはそれぐらい
じぶんの耳目
じぶんの二本足のみで立っていて なに不都合のことやある
寄りかかるとすれば
それは 椅子の背もたれだけ

➡ 自律をうたう、ただし「椅子」の背もたれには「寄りかかる」

「寄りかかる」「依りかかる」ではなく「寄りかかる」

④ 自生的な法？社会契約もただただ他律的というわけではない

○ 宮内庁ホームページ 平成25年 美智子皇后

私擬憲法 五日市憲法

(略)

5月の憲法記念日をはさみ、今年は憲法をめぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされていたように感じます。主に新聞紙上でこうした論議に触れながら、かつて、あきる野市の五日市を訪れた時、郷土館で見せて頂いた「五日市憲法草案」のことをしきりに思い出しておりました。明治憲法の公布(明治22年)に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下での平等、更に言論の自由、信教の自由など、204条が書かれており、地方自治権等についても記されています。当時これに類する民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも40数か所で作られていたと聞きましたが、近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来にかけた熱い願いに触れ、深い感銘を覚えたことでした。長い鎖国を経た19世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍しい文化遺産ではないかと思います。

(略)

⑤ 自ずから生起する倫理(エチカ)

○ 古田徹也(1979-)『それは私がしたことなのか 行為の哲学入門』新曜社

一般的な立場や主義主張、あるいは理論や体系というものには解消しきれない、割り切れない倫理的な思考というものの「故郷」について述べ、次のエピソードを紹介している。(p.253)

それは、五十年の間網で魚を採り続けてきた、ある老境の漁師である。彼は、長年魚を殺め続けることで生活を送ってきた中で、ゆっくりと、しかし着実に、罪悪感に類するものを内に抱えるようになっていった。彼は自分のしてきたことを、「魚に感謝する」とか、「人間は他の命を頂いて生きているのだ」とか、あるいは、「人間によって適正な数に訓練されることが魚のためにもなるのだ」といったかたちで割り切ることができない。かといって、漁師というのが忌むべき職業であるとか下賤な職業であるとは思っていない。誇りをもって自分の職業を全うしてきた。しかし、それでも、もがく無数の魚が掛かった網を引きあげ、血抜きをし、氷漬けにし、あるいは頭を落として捌き続ける生活において、長い時間をかけて静かに澱が溜まっていくように、彼の心の底を「責め」や「申し訳なさ」が縋い交ぜになったような遣り場のない苦しみや悲しみが占めるようになったのである。そして、彼はいつの頃からか、仕事の区切り区切りで仏壇を前に祈るようになった。それは、仏様に自分の仕事や存在を肯定してもらいたいからでも、赦しを得たいからでもない。彼にはもはや、祈ること以外にできることがない。だからこそ、彼はただ一心に念仏を唱えるのである。この個人的な祈りに対する私の個人的な感想を付け加えておくなら、そこには救いがたい悲痛さと共に、最も純粋なかたちの祈りがあるように思われたし、正当化や赦しとは異なる、信仰に独特の「救い」が確かにあるように思われた。また、祈る漁師の姿からは、ある種の崇高ささえ感じられた。

ここで重要と思われる点のひとつは、言うまでもなく、彼の傷がまさに彼個人の傷だということである。漁師を営む人の多くは、彼のように深い苦悩に陥ることはないだろうし、そもそも全く気にしない人もいるだろう。このことに対して、「漁師は皆、日々魚を殺めていることに思いを致すべきである」とか「申し訳なく思うべきである」という風にまとめることは、明らかに的を外している。とはいえ、我々は少なくとも、彼の苦悩自体はそれとして(ある程度は)理解できるのではないだろうか。また、実際に鳥獣供養や魚介供養の碑や塚が日本中に存在するということも、忘れてはならないだろう。私の見た老漁師の個人的な苦悩は、完全に孤絶した感情ではなく、どこかで、生き物を殺めることで生活を送っている我々の多くの心へと繋が

るものであるかのように思われる。

もしも倫理学が、我々個々人が実際の生活において抱えるこうした「不合理」な苦しみや悲しみを忘れ、倫理的問題とその「故郷」との結びつきを断ちきるのであれば、徹頭徹尾一般的な(第三者的な)見地から「ここまでは社会で許されるが、ここからは許されない」といった線引きや吟味を行う種類の社会政策論と、全く区別のつかないものになってしまうだろう。

⑥ 自律性

○ 斎藤幸平 『ゼロからの「資本論」』NHK 出版新書(p.123)

マルクスが求めていたのは、人間の代わりに何でもやってくれる機械やロボットを、私たちがビールでも飲みながら横でぼうっと眺めているような未来社会ではないのです。

(中略) 彼(マルクス)が何より問題視していたのは、構想と実行が分離され、資本による支配のもとで人々の労働が無内容になっていくことだからです。人間の労働という豊かな「富」を回復するためにマルクスが目指したのは、構想と実行の分離を乗り越えて、労働における自律性を取り戻すこと。過酷な労働から解放されるだけでなく、やりがいのある、豊かで魅力的な労働を実現することです。つまり、ロボットやAIで「労働」そのものをなくしてしまおうという発想は、マルクスに言わせれば、もんだいの所在を取り違えているのです。

マルクスが思い描く将来社会の労働者とは、「全面的に発達した個人」です。ネジを留めるだけ、金儲けをするだけの個人ではなく、構想と実行のどちらにおいても自らの能力を発揮し、一人ひとりが自身の労働力という「富」を活かしながら社会全体の「富」を豊かにしていく。そうすることで、私たちは互いに支え合いつつ、自律的に生きていくための能力や感性を取り戻すことができる --これこそが、疎外の克服だとマルクスは考えたのです。
